

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（規程第21号、以下「運営規程」という。）第15条に定められている報酬助成につき、その実施手続きに関する具体的な事柄を定めることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 報酬助成を受けることができる案件（運営規程第15条の「やむを得ない事情」に該当する案件）は、以下の各号の合計額が年額150,000円未満となった案件。

- ① 被成年後見人等の本人から受領できる報酬額
- ② 当該自治体の実施する成年後見制度利用支援事業に基づく報酬助成額
- ③ その他の団体等からの報酬助成額

（助成の条件）

第3条 報酬助成を受けるためには、以下のすべての項目を満たすこと。

- 1) 家庭裁判所による報酬付与審判が決定されていること。
- 2) 当該案件について、過去1年以内に活動報告書（新規、定期、終了）が提出されていること。
- 3) 家庭裁判所の報酬付与審判の報酬額が150,000円以上の場合、家庭裁判所への当該報酬付与審判申立時の被後見人等の資産が以下の通りであること。
居住用不動産を除く処分可能な財産（居住用以外の不動産、有価証券類、売却可能な動産類を含む）の総額が450,000万円未満であること。
- 4) 申請登録員が、千葉県社会福祉士会会費、名簿登録料および受任会費を未納していないこと。

（助成の金額）

第4条 助成できる金額は年額150,000円を上限とする。

- 2 被後見人等からの受領、自治体やその他団体の助成がある場合には、1項の上限金額からこれらの総額を除いた金額を上限とする。
- 3 当該報酬付与審判の期間が1年より長い又は短い場合は、期間の月数に応じて上限金額を換算する。なお、月数の端数はこれを切り捨てる。

（例えば、期間が「令和2年2月10日（就任の日）～令和3年3月31日」の場合は、期間が13ヶ月で、当期間の助成の上限金額は162,500円とする）

報酬助成規程改正（令和3年11月7日）

（助成の申請）

第5条 報酬助成の申請は、ばあとなあ千葉運営委員会が定める報酬助成申請書に、原則として以下の書類を添付して行うものとする。

- ① 家庭裁判所の発行した報酬付与審判書の謄本の写
- ② 家庭裁判所に提出した財産目録の写
- ③ 自治体からの報酬助成却下（決定）通知書の写（家庭裁判所の報酬付与審判の報酬額が150,000円未満で、報酬助成の上限額との差額のみ助成申請の場合は不要）
- ④ 被後見人等の預貯金通帳の写（最新のもの全件）
- ⑤ 被後見人等およびその他の団体等から受領した場合は、その受領書（領収書）の写

（助成申請の期限）

第6条 助成の申請は、家庭裁判所による報酬付与審判の日から1年以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第7条 報酬助成の可否および助成金額（以下、「助成金」については、ばあとなあ千葉運営委員会に設置する報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

- 2 報酬助成の可否の決定については速やかに申請者に通知するとともに、助成可の場合には、助成金を申請者の指定した申請者本人名義の口座に振り込む。
- 3 報酬助成審査会は運営委員長が指名する運営委員3名で構成し、最大年4回開催する。

（理事会への報告）

第8条 ばあとなあ千葉運営委員会は、年1回、1年間の報酬助成申請案件、審査結果・報酬助成の可否および助成金額について理事会に報告する。

（助成金の返還）

第9条 助成金は、次の場合には全部または一部を返還しなければならない。

本制度の助成を受けた者が、助成を受けた当該案件に関し、後日何らかの事由により、被後見人等や自治体その他団体より、家庭裁判所による報酬付与審判の報酬額の全部または一部を受領し、その金額の総額（助成金を含む）が、第4条1項に定める額を超えた場合、超過分（ただし、既受領助成金の範囲）をばあとなあ千葉に返還しなければならない。

- 2 前項に該当する事由が生じた場合、登録員は速やかにばあとなあ千葉に報告し、ばあとなあ千葉が指定する方法で返金する。
- 3 ばあとなあ千葉運営委員会は、必要に応じて、既報酬助成案件について、当該登録員に対して、被後見人等の預貯金通帳等の提示を求めることができる。

（改廃）

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

報酬助成規程改正（令和3年11月7日）

- 1 この規程は、制定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し、令和3年11月7日から適用する。